



島根県報

平成25年9月27日（金）

第2,533号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出

（中 小 企 業 課） 2

建築基準法の規定による道路の指定

（建 築 住 宅 課） 3

告 示**島根県告示第651号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年 9 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ホームプラザナフコ湖陵店 出雲市湖陵町差海409番1外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ナフコ 代表取締役 深町 勝義 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成26年 5 月13日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,351平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項**ア 駐車場の位置及び収容台数**

59台（建物西側）

イ 駐輪場の位置及び収容台数

10台（建物西側）

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

50平方メートル（建物南側）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

20.98立方メートル（建物南側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項**ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻**

午前7時00分から午後8時30分まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時00分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所（建物西側）

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前8時00分から午後8時00分まで

2 届出年月日

平成25年 9 月12日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第652号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、雲南県土整備事務所及び雲南市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成25年9月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 路線名

雲南都市計画道路事業3・3・2号 新庄飯田線

2 道路の位置

起点：雲南市大東町大東1434-2

終点：雲南市大東町大東1663-7

3 道路の幅員

17.0メートル

4 道路の延長

317.5メートル

5 指定の年月日及び番号

平成25年9月17日 第1号